平成２５年（フ）第６８８号
熊本市中央区坪井５丁目８番８号　エクレールⅡ201、前住所熊本県荒尾市宮内1189番地14
破産者　梶谷　　代
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
宮崎市大字小松988番地４
破産者　河野　　博
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２５号
宮崎県日向市大字財光寺252番地３　どれみふぁ荘
破産者　梅田　春喜
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６６号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町347番地後牟田住宅３号棟21号室、前住所鹿児島県薩摩川内市国分寺町4090番地
破産者　平井装飾こと　平井　　敏
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市開聞十町4806番地11
破産者　森崎　陽子（旧姓窪）
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世728番地１　コーポサガ202号
破産者　吉田　英明
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１３１号
山形県天童市中里６丁目９番３号、開始決定時の住所山形市緑町３丁目３番23号
破産者　土谷　淑子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４８号
川崎市宮前区宮前平１丁目４番地43　宮前平サニーヒルＢ―308
破産者　石原　進治
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７１１号
名古屋市北区金城３丁目６番16号　エミネンス名城301号
破産者　前田　惠三
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８６号
愛知県愛西市北河田町郷前676番地
破産者　鈴商設備こと　鈴木　順二
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
京都府福知山市字猪崎1332番地の１
破産者　ソーデン社福知山こと　本田　千秋
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第７９８号
堺市西区浜寺船尾町西２丁85番地の１、開始決定時の住所堺市西区浜寺諏訪森町東３丁227番地
破産者　片山　公伸
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―404号
破産者　植野　智子（旧姓安部）
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
大阪府羽曳野市東阪田177番地の１ウィズテリア東阪田101号、開始決定時の住所大阪府富田林市梅の里１―23―19
破産者　松平　儀人
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
沖縄県那覇市樋川１丁目36番９号　メゾン城間202
破産者　太田　　栄
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４９号
岩手県北上市大堤南２丁目３番２―301号　市営大堤住宅、旧住所岩手県北上市常盤台４丁目２番61号
破産者　菊地美佐子
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部